

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第984号

2019年（令和元年）10月10日

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設指定管理者
相鉄・チームふじさわ共同企業体
代表 相鉄企業株式会社
藤沢公民館・労働会館等複合施設施設長
長森 千絵 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及
び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピ
ュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）8月26日付けで諮問（第984号）された複
合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びに
コンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外
のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから
収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められ
る。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性
については，「3 審議会の判断理由」に述べるところにより，認め
られない。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供すること
に伴う本人通知を省略することについては，判断をする必要がない。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当で
あると認められる。
- (6) 条件については，「3 審議会の判断理由」に述べるところによ
るものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報等を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、2018年度（平成30年度）から、藤沢市ロボット未来社会推進プロジェクトを開始し、行政サービスにおいて、ロボットの利活用に取り組んでいる。指定管理者として、市の施策に協力し、公共施設における清掃ロボット（以下「本体」という。）の活用について、新たに開設された藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（以下「施設」という。）の廊下部分において、2019年（令和元年）4月から6月末までの間、実証実験を行った結果、好評であったことから、今回本格導入を行うこととなった。

公共施設における本格導入は、全国初であり、稼働実績も少ないことから、稼働中の本体が関わる万が一の事故、又は作業が異常停止した場合の状況確認や原因究明をより確実にするため、オプションでドライブレコーダーを搭載し、運用を行いたいと考えている。

このことから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会及び異常停止時の原因究明に画像解析が必要な場合について、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取扱いをすることについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、稼働中の本体が関わる事故等の状況把握をするため記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要性があると判断するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外の者から収集する個人情報は、画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することとしたい。

なお、施設のホームページに案内を行うとともに、本体の前面には、「ドライブレコーダー稼働中」と目立つ様に表示し、利用者が認識できるように配慮する。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会に対する提供について

(ア) 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事故の公平性の判断につながるものである。

また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことを施設長（以下「管理者」という。）が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要があると判断したものである。

なお、司法警察員等へ提供した画像については、6ヶ月保存することとし、画像の保存及び検索、出力以外には使用しない。

また、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(イ) 目的外の提供先

司法警察員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

(ウ) 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（3分おきに録画された必要最小限の画像）

イ 異常停止時の原因究明にかかる提供について

(ア) 個人情報を目的外に提供する必要性

異常停止時の原因については、基本的には本体のセンサー部の状況によって確認され、原因を特定するものと考えているが、異常停止が頻発したり、通常想定できない場所で異常停止したりする場合は、センサー部のみの状況確認のみならず、ドライブレコーダーの画像データを活用した早急な原因究明が本体の改善及び施設の清掃業務の円滑な履行に必要であるため、管理者又は本体の製造元であるパナソニック株式会社担当部署において、原因究明にあたり、当該画像データの中に個人情報が含まれる場合でも当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことを管理者が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるという、包括的な取扱いについて必要性があると判断したものである。

なお、パナソニック株式会社担当部署へ提供した画像については、6ヶ月保存することとし、画像の保存及び検索、出力以外には使用しない。

また、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(イ) 目的外の提供先

パナソニック株式会社 アプライアンス社

ランドリー・クリーナー事業部 クリーナーマーケティング課

(ウ) 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（3分おきに録画された必要最小限の画像）

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人が特定できる場合には、本人通知をするが、捜査に支障がある場合は、管理者の判断のもと、本件に係る本人通知を省略することとしたい。また、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、当該画像データにおいて個人を特定することが困難であるときは、通知の送付先が特定できないため、管理者の判断のもと、本件に係る本人通知を省略することとしたい。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ドライブレコーダーによる録画、再生、一定の保存期間が経過した画像データの削除及び目的外提供のためのパソコンによる画像データの複写のためコンピュータ処理が必要である。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

ドライブレコーダーの画像データ

本体（導入台数1台）の動作確認ランプカバー内にカメラ内蔵のドライブレコーダーを2台取付け、それぞれmicroSDHCカード（64G）にて記録する。画像データは原則8時間毎に順次上書きされるため、1.5日分のデータが保存されることになる。なお、事故発生時の衝撃時には別途記録される。

ウ システムの機器構成

(ア) 機種

パナソニック株式会社製 CA-XDR72GD

(イ) 記録内容

画像（左右約240度、縦約62度の範囲）、撮影日時、GPS情報、解像度

(ウ) 撮影対象区域

施設内の本体の稼働範囲

エ 日常的な管理体制

本体の稼働中は、清掃作業員が同じ階において、別の清掃作業を行う。本体は、当該階の清掃エリアの清掃が正常に終了した場合は、所定の位置にて待機するため、清掃作業員が盗難されないよう管理

する。ドライブレコーダーは清掃開始から終了までの間録画を行う。

本体が異常停止した場合は、清掃ロボット搭載ドライブレコーダー運用基準に定めるドライブレコーダー管理責任者及びドライブレコーダー管理取扱者が所持する携帯端末に通知があり、ドライブレコーダー管理取扱者は、本体の稼働中は施設内に常駐しているため、現場に急行することが可能である。その際、ドライブレコーダー管理取扱者は、速やかに本体を確保しデータの保全を行う。

ドライブレコーダー管理責任者及びドライブレコーダー管理取扱者が、本体の動作確認ランプカバーのネジを外すことのできる、いじり止めヘックスローブドライバーを所持しているため、それ以外の者が、本体からドライブレコーダーの取り出しを行うことは容易ではない。

また、本体は、作業時間以外は常時施錠された倉庫（1階）において管理する。倉庫の鍵は、持出簿により管理されている。

なお、設置機種は、画像の編集、加工を行うソフトは搭載されていない。

オ 安全対策について

- (ア) 衝撃時に別途記録されたデータの保存期間は7日間とする。当該期間経過後は速やかに画像の消去の処理を行うとともに、その経過を記録する。
- (イ) 記録媒体の内容を、目的外に提供する必要が生じた時は、これを複製して保存する。当該複製したものは、外部へ持ち出されないための措置を講じる。
- (ウ) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管する。
- (エ) 画像の再生は、ドライブレコーダー管理責任者又はドライブレコーダー管理取扱者が行うこととし、かつドライブレコーダー管理責任者が指定した場所で行う。
- (オ) ドライブレコーダー及び記録媒体のネットワークへの接続は行わない。
- (カ) 記録媒体の保管場所又は画像表示機器を設置した場所以外への持ち出しは、保守点検等の理由によりドライブレコーダー管理責任者が許可した場合を除き、禁止する。
- (キ) パナソニック株式会社担当部署への複製した画像が保存された記録媒体の受渡しは、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には受渡簿を作成する。
- (ク) パナソニック株式会社担当部署へ提供した記録媒体は、返還させ、その経過を受渡簿に記録するとともに、当該記録媒体を確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄する。
- (ケ) 画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するための必要な措置を講じる。

(7) 実施時期

2019年（令和元年）9月以降

(8) 添付資料

- ア 資料1 本体取扱説明書
- イ 資料2 ドライブレコーダー取扱説明書
- ウ 資料3 清掃エリア
- エ 資料4 清掃ロボット搭載ドライブレコーダー運用基準
- オ 資料5 個人情報の目的外提供についてのガイドライン
- カ 資料6 藤沢市公民館・労働会館等複合施設条例
- キ 資料7 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、稼働中の本体が関わる事故等の状況把握をするため記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要があると判断するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外の者から収集する個人情報は、画像データであり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難であることから、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することとしたい、としている。

また、施設のホームページに案内を行うとともに、本体の前面には、「ドライブレコーダー稼働中」と目立つ様に表示し、利用者が認識できるよう配慮する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事故の公平性の判断につながるものであり、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことを管理者が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要がある、としている。

また、異常停止時の原因については、基本的には本体のセンサー部の状況によって確認され、原因を特定するものと考えているが、異常停止が頻発したり、通常想定できない場所で異常停止したりする場合は、センサー部のみの状況確認のみならず、ドライブレコーダーの画像データを活用した早急な原因究明が本体の改善及び施設の清掃業務の円滑な履行に必要であるため、管理者又は本体の製造元であるパナソニック株式会社担当部署において、原因究明にあたり、当該画像データの中に個人情報が含まれる場合でも当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことを管理者が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経なくても目的外提供できるという、包括的な取扱いについて必要性がある、としている。

しかしながら、現時点において、実績がなく、今後、事案が多く発生するかは明確ではない。

よって本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(3)に述べたとおり、目的外に提供する必要性について認められないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、ドライブレコーダーによる録画、再生、一定の保存期間が経過した画像データの削除のため、コンピュータ処理が必要である、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 日常的な処理体制及び安全対策について

実施機関では、安全対策として、次の措置を講じるとしている。

(ア) 日常的な管理体制

本体の稼働中は、清掃作業員が同じ階において、別の清掃作業を行う。本体は、当該階の清掃エリアの清掃が正常に終了した場合は、所定の位置にて待機するため、清掃作業員が盗難されないよう管理する。ドライブレコーダーは清掃開始から終了までの間録画を行う。

本体が異常停止した場合は、清掃ロボット搭載ドライブレコーダー運用基準に定めるドライブレコーダー管理責任者及びドライブレコーダー管理取扱者が所持する携帯端末に通知があり、ドライブレコーダー管理取扱者は、本体の稼働中は施設内に常駐しているため、現場に急行することが可能である。その際、ドライブレコーダー管理取扱者は、速やかに本体を確保しデータの保全を行う。

また、本体は、作業時間以外は常時施錠された倉庫（1階）

において管理する。倉庫の鍵は、持出簿により管理されている。
なお、設置機種は、画像の編集、加工を行うソフトは搭載されていない。

(イ) 安全対策について

- a 衝撃時に別途記録されたデータの保存期間は7日間とする。
当該期間経過後は速やかに画像の消去の処理を行うとともに、その経過を記録する。
- b 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管する。
- c ドライブレコーダー及び記録媒体のネットワークへの接続は行わない。
- d 記録媒体の保管場所又は画像表示機器を設置した場所以外への持ち出しは、保守点検等の理由によりドライブレコーダー管理責任者が許可した場合を除き、禁止する。
- e 画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するための必要な措置を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(6) 条件

個人情報をも本人以外のものから収集すること及びコンピュータ処理を行うことについては、現時点において、運用実態が明確になっていないため、1年間運用し必要性について再度検討すること、及びその内容について報告することを条件とする。

なお、運用に当たっては、施設利用者のプライバシー保護について十分留意し、本体に、監視カメラが設置されていることを目立つように表示する等、施設利用者が、監視カメラの設置について認識できるように配慮すること。

以 上